## 報告第24号

## 令和4年度内部統制の報告について

地方自治法第150条の規定により、令和4年度長岡京市内部統制評価報告書を調製し、本市監査委員の審査を経たので、ここに報告する。

令和5年8月28日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

## 令和4年度長岡京市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告 書を次のとおり作成しました。

令和5年6月2日

長岡京市長 中小路 健 吾

記

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

長岡京市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「長岡京市内部統制に関する基本方針」(令和2年3月1日。以下「基本方針」という。)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

基本方針では、発生可能性及び影響度から、財務に関する事務のうち、最優先に対応するべきリスクに対して内部統制を導入することとし、整備状況及び運用状況について、重大な不備がないかどうか評価を実施しています。

## 2 評価手続

長岡京市においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。評価は、各所属の自己評価以外に、内部統制推進課である総務課及び全庁的に共通する業務の所管課に

おいて評価を実施しました。

#### 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドライン及び基本方針に規定する評価作業を 実施しました。

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制について評価したところ、整備状況の不備は0件、運用状況の不備は26件ありました。

運用状況の不備26件について、その発生原因、対応状況、対応の結果、 影響度や再発防止策について、経済的・社会的に大きな不利益を生じさせる ものであったかどうかを基準に判断し、重大な不備には至らないものと評価 しました。

以上のことから、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準 日において有効に整備され、かつ有効に運用されていると判断いたしました。 なお、運用状況の不備の中には、重大な不備には至らなかったものの、大 きなリスクにつながる可能性も否定できない事案もあったため、全庁的に内 容の共有を図るとともに、再発防止に努めます。

令和4年度における取組内容及び評価結果の詳細は別紙附属資料のとおりです。

4 不備の是正に関する事項記載すべき事項はありません

# 令和4年度 長岡京市内部統制評価報告書 【附属資料】

## 1 内部統制の目的

内部統制とは、(1)業務の効率的・効果的な遂行、(2)財務報告等の信頼性の確保、(3)業務に関わる法令等の遵守、(4)資産の保全という4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。これら4つの目的は、それぞれ固有の目的ですが、お互いに独立しているものでもなく、相互に密接に関連しています。

#### (1) 業務の効率的・効果的な遂行

各業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいいます。 地方自治法第2条第14項及び第15項に掲げる住民の福祉の増進に努めるとともに、 最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めると いう趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織 として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで業務の目的達 成を図ります。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいいます。予算及び予算の説明書(地方自治法第 211 条)、決算(地方自治法第 233 条)等の財務報告は、議会や住民等の監視に置かれ、市の信用の維持・向上に影響を与えています。これらの誤った情報は、市に不測の損害を与え、信頼を著しく失墜させることとなります。

また、市の政策実績を十分に把握するためには、非財務報告についても積極的に実施することが求められており、その情報の信頼性も確保しなければなりません。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいいます。地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはなりません(地方自治法第2条第16項)。しかし、長岡京市では、平成27年に長岡京市職員が水道施設工事の入札等に当たって便宜を図った見返りに業者側から賄賂を受け取るという事件が発生しました。二度とこのような事件を起こさないため、長岡京市元職員の収賄容疑にかかる再発防止のための改革事項で議論された組織体制や業務の改善策に着実に取り組み、市民の信頼回復に努めていかなくてはなりません。

#### (4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう資産の保全を図ることをいいます。

税を財源として取得された財産(地方自治法第237条第1項)及び現金が不正に又は 誤って取得、使用及び処分された場合、市の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与えます。これらを防止するための体制を整備することが求められています。

この資産には、有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産も含

まれます。住民に関する情報については、適切に保全が図られなかった場合、住民に著 しい不利益を与え、住民からの信頼に非常に大きな影響を与える可能性があるため、特 に適切な対応が求められます。

#### 2 内部統制の対象とする事務

長岡京市においては、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第 150 条第 2 項第 1 号に規定する財務に関する事務としています。そして、それら事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目的とします。

#### 3 内部統制の体制

長岡京市における内部統制の実施体制は次のとおりです。内部統制は、執行機関ごとに整備・運用するものと考えられていますが、長岡京市では、市長が統轄代表権を有しているものとし、この方針の下で全ての執行機関の統制を行うものとしています。

## (内部統制体制における職員・部局の役割)

	おける職員・部局の役割)
職名	実施内容
市長	・基本方針の策定及び実施に関する最終責任者
副市長	・最終責任者の補佐であり、実務的な責任者 ・全職員に対し、基本方針遵守のために必要な施策の実施を指示
部局長	・各部局の責任者として、部局職員に対し、基本方針に関する具体的な 取組を指示 ・内部モニタリングの実施 ・部局で、重大なリスクが生じたときの責任者
総務課 (内部統制推進課)	・基本方針(案)の作成・見直し ・内部統制の実施の通知 ・各所属(実行部門)のリスクや自己評価の取りまとめ ・内部統制評価報告書(案)の作成 ・内部モニタリングの結果を報告・公表のための手続 ・職員への周知徹底
共通業務の 所管課	<ul><li>・全庁的に対応が必要なリスクの分析と対応策の整備</li><li>・行革、コンプライアンスの視点から内部統制を評価</li><li>・内部モニタリングでの意見具申</li><li>・職員への周知徹底</li></ul>
所属長	<ul><li>・所属の責任者として、所属職員に対する基本方針に関する具体的な取組を指示</li><li>・日々の業務のチェック、日常的モニタリングの実施</li></ul>

職員

- ・各所属の担当業務の実施者として、基本方針やリスクの対応策に基づく適正な事務執行を行う。
- ・担当業務におけるリスク対応策の策定と検証
- ・日々の業務における日常的モニタリングの実施

#### 4 内部統制の取組

内部統制の取組は、業務上のリスクの発生の予防と早期発見、発生した場合の適切な対処を行い、リスクを一定の水準以下に抑えることを確保するための仕組みを整えることです。

令和4年度の取組は次のとおりです。

#### (1) 取組内容と経過

	内容		
<b>○和4年6日</b>	各所属の業務におけるリスクの洗い出し及び評価と対応策の		
令和4年6月	整備		
	各所属において業務実施。発生したリスクの報告		
年間を通じて	⇒発生したリスクは、内部統制推進課で取りまとめ、実務責任		
	者及び共通業務所管課へ報告		
令和5年4月	各所属における令和4年度自己評価の実施		
A115 E E E	内部統制推進課において自己評価の取りまとめ及び評価の実		
令和5年5月	施		
令和5年5月	内部モニタリング機関(庁議)におけるモニタリングの実施		
令和5年6月	内部統制評価報告書の作成		

#### (2) 全所属の取組

それぞれの所属において、リスクの評価と対応を実施しました。

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の 達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応 を選択するプロセスをいいます。ここでのリスクは、災害、事故及び感染症等のように 市民に大きな影響を及ぼす事象であっても、内部統制によって事前にリスクを低減する ことができず、多くの場合に、事後にしか対応することができない事象である場合には 含まないものとします。内部統制でなく危機管理の観点から、別途対応するものです。

#### ア リスクの識別・分類

自らの所属の業務で発生する財務に関するリスクの洗い出しを行いました。また、以下の観点からリスクの分類を行いました。

- (7) 全庁的に対応が必要となる全庁的リスクか、特定の業務のみに関するリスクか
- (イ) 過去に発生したことがあるリスクか

## イ リスクの分析と評価

識別・分類したリスクについて、当該リスクが生じる可能性及び影響の大きさを分析し、リスクの量的な重要性を見積もるとともに質的な重要性に照らして、対応策を講じるべきリスクかどうかを評価しました。

#### ウ リスクへの対応策の整備

リスクへの対応は、財務に関するリスクのうちで、発生頻度や影響度が高く、優先度 が高(優先)以上とされたもの(表1)について、必要に応じて対応策を講じました。

#### エ 自己評価と報告

年度当初にリスクの分類・識別及び分析と評価を行い、優先度が高(優先)以上となるリスクを「リスク評価シート」に記載し、内部統制推進課(総務課)へ提出しました。また、年間を通じて統制を行った結果をリスク評価シートに追記し、自己評価を行いました。

その他、リスク事案が発生した際には、「リスク事案発生報告書」を作成し、実務責任者へ報告を行い、内部統制が有効に機能しているかどうかの検討を行いました。

#### (表1)優先度の設定基準

影響度	甚大(人命、市 民の財産又は市 の信用に著しい 影響)	大(市民生活、 事業活動又は市 の信用に影響)	中(他部署に影響、職員 の心身に影響を与える、 又は市の信用に影響を 与えることがある。)	小(所属内に影響、又は職員の心身に影響を与えることがある。)
頻繁 (月に数 回)	最高 (最優先)	最高(最優先)	高(優先)	中(標準)
たまに (年に 数回)	最高(最優先)	最高(最優先)	中(標準)	中(標準)
稀に(1~数 年に1回)	最高(最優先)	高(優先)	中(標準)	低
職場内では 未発生	高(優先)	中(標準)	低	低

#### (3) 共通業務の所管課の取組

共通業務を所管する課(表2)は、内部統制推進課と連携し、事務分掌規則に定められた権限に基づき、その知見を生かして内部統制の整備及び運用が有効に行われるよう、次の取組を行いました。

各課から提出されたリスクのうち、全庁的に対応が必要となるリスクについて、統一的なリスク対応策を策定、又は実施し、各所属で適切にリスク管理がされているか点検・評価しました。

## (表2) 共通業務の所管課

全庁的に共通する業務	左の所管課
・個人情報保護に関すること	総務課
・職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	職員課
・法令遵守に関すること	総合調整法務課
・予算の編成及び執行管理に関すること	財政課
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること ・情報セキュリティの運用に関すること	デジタル戦略課
・契約制度等に関すること ・契約に係る業者指導に関すること	契約課
・工事の検査等に関すること ・工事に係る設計委託の検査等に関すること ・工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	検査指導課
・文書事務及び公印に関すること	総務課
・支出負担行為の確認に関すること ・収入及び支出命令書の審査に関すること ・資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること ・会計事務の指導に関すること	会計課
<ul> <li>・水道(下水道)事業に係る入札及び契約の総括に関すること</li> <li>・水道(下水道)用財産の取得、管理及び処分に関すること</li> <li>・水道(下水道)事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること</li> <li>・水道(下水道)事業の出納及び会計事務に関すること</li> </ul>	上下水道総務課

#### 5 内部統制評価手続きと評価結果

## (1) 評価手続き

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共 団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以 下、ガイドラインという)及び「長岡京市内部統制に関する基本方針」(以下、基本方針 という)に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を次のとおり実施いたしま した。

## ア 各所属での評価手続き

各所属において、4(2) エのリスク評価シートに記載したリスクについて、整備状況 及び運用状況に不備があるかどうか自己評価を行いました。

#### イ 共通業務所管課での評価手続き

共通業務所管課において、全庁的に共通するリスクの整備状況を点検・評価しました。

#### ウ 内部統制推進課での評価手続き

各所属から自己評価の提出を受け、内部統制推進課である総務課において、全庁的な 内部統制及び業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況について、重大な不備がな いか評価を実施しました。

#### (2) 評価結果

#### ア 各所属での自己評価結果

令和4年度において、各所属の業務において識別・分類したリスクのうち優先度が高 (優先)以上となるリスクは423件ありました。そのうち、全庁的に共通する業務に おけるリスクは267件(表3)、各所属の業務における個別のリスクは156件ありま した。

各所属での自己評価では、整備状況については、リスク評価シートに記載されている リスクのうち、対応策が整備されているか、又は現在の対応策では統制の内容や手続き が不十分でなかったかについて評価をしました。

また、運用状況については、リスク評価シートに記載されているリスクを結果として 発生させたかどうかを評価しました。

自己評価の結果、整備状況の不備があったリスクは O 件、運用状況の不備があったリスクは 2 6 件ありました。

各所属において運用状況の不備があったリスクは表4のとおりです。

(表3) 全庁的に共通する業務におけるリスク(優先度が高(優先)以上)

共通業務の内容	リスクの件数
個人情報保護に関すること	36
職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること	77
法令遵守に関すること	5 2
予算の編成及び執行管理に関すること	3
・情報ネットワークの運用、整備及び維持に関すること	4 8
・情報セキュリティの運用に関すること等	. 0
・契約制度等に関すること	2
・契約に係る業者指導に関すること	
・工事の検査等に関すること	
・工事に係る設計委託の検査等に関すること	1
・工事等に係る職員及び業者に対する指導に関すること	
文書事務及び公印に関すること	3 2
・支出負担行為の確認に関すること	
・収入および支出命令書の審査に関すること	1 4
・資金前渡、概算払及び前金払の精算審査に関すること	1 7
・会計事務の指導に関すること	

- ・水道(下水道)事業に係る入札及び契約の総括に関すること
- ・水道(下水道)用財産の取得、管理及び処分に関すること
- ・水道(下水道)事業の現金、預金、有価証券の保管に関すること
- ・水道(下水道)事業の出納及び会計事務に関すること

2

# (表4) 令和4年度に発生したリスク事案

Hab	(後年) 7和4年度に光工したリヘノ事業 5						
リスク	リスク事案の概要	発生の原因	選択した対処法	今後の再発			
NO				防止策			
1	携帯電話料金の支	財務会計事務の執行	延滞利息に係る予	支払方法を口座振替			
	払漏れにより、延	状況の管理が不十分	算を専決処分する	に変更した。支払漏			
	滞利息が発生し	であった。	とともに、議会へ	れが起きないようチ			
	た。		報告した。	ェックリストを作成			
				した。			
2	介護保険外ホーム	決裁後に、決裁日・	対象者に対して説	申請から送付までの			
	ヘルプ等利用費助	施行日が未記入のま	明と謝罪を行い、	事務の流れを再度徹			
	成の申請2件に対	ま、キャビネットに	速やかに決定通知	底する。			
	して、決定通知書	保存してしまった。	書及び給付券を交	申請者管理データ上			
	及び給付券の送付		付した。	に、決裁日・送付日			
	漏れがあった。			欄を追加し、送付漏			
				れを防ぐ。			
3	介護用品給付の申	決裁後の記録がされ	二重送付したうち	申請から送付までの			
	請に対して、決定	ていなかったことに	の一方に、破棄を	事務の流れを再度徹			
	通知及び給付券を	より、未発送と思い	依頼した。	底する。			
	本人と後見人に二	込み、二重送付が発		申請者管理データ上			
	重で送付した。	生した。		に、決裁日・送付日			
				欄を追加し、送付漏			
				れを防ぐ。			
4	介護保険給付で、	同姓同名の被保険者	本来の対象者に謝	支給処理時に、二重			
	対象者の死亡に伴	がいることを認識し	罪の上、速やかに	チェックを行う。			
	い口座情報を変更	ていなかった。	支払を行った。	新規・振込先変更が			
	する際、誤って同	また、給付件数は毎	また、誤入金した	ある場合は、口座変			
	姓同名の別の人の	月数百件あり、支給	該当者には、謝罪	更依頼書等の根拠資			
	口座情報を変更	決裁に振込先の情報	を行い、返金して	料を添付して複数名			
	し、振込先を誤っ	を確認できる書類を	もらった。	でチェックする。			
	たまま支払ってし	添付していなかっ					
	まった。	た。					
5	基幹系ネットワー	バンビオ期日前投票	・市役所期日前投	作業の重要性を意識			
~	クが一時使用でき	所の設置作業におい	票所では、事前に	し、複数人で作業を			

	·		<del></del>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
9	なくなり、市役所	て、誤って庁内情報	出力した紙の選挙	行う。
	期日前投票所にお	系 LAN と基幹系ネッ	人名簿で対応し	LAN の系統によっ
	いて、一時、シス	トワークのハブを	た。	て、LAN ケーブルを
	テムが使用できな	LAN ケーブルで接続	・システムダウン	分けることを徹底
	くなり、証明発行	してしまった。	時の対応マニュア	し、LAN ケーブルの
	や市民対応に影響		ルに基づき申請者	接続誤りを防ぐ。
	が生じた。		の意向を確認し、	
	(5課)		復旧後に自宅まで	
		,	持参した他、郵送	
			やコンビニ交付の	
			利用案内を行っ	
			た。	
10	公用車を転回させ	アクセルとブレーキ	警察及び公共資産	確認の徹底及び同乗
	る際にガードレー	を踏み間違えたた	活用推進室への連	者による的確な指
	ルに接触した。	め。	絡。	示。
11	実施した入札案件	担当者への事務引継	該当事業者に対し	チェックリストを改
	において、入札参	が不十分であった。	て、資格審査の誤	良し、同様のミスを
	加資格がない事業	また、他の職員が審	りがあったことを	防ぐ。
	者に対して資格あ	査結果を十分にチェ	説明し、今後適正	担当者だけでなく、
	りの判定をおこな	ックしていなかっ	な事務執行を徹底	他の職員も十分にチ
	った。	た。	することを説明し	ェックを行う。
			た。	
12	広報紙への掲載記	・担当課への内容確	広報紙の発行に合	・原稿の入力作業を
~	事について、記載	認作業終了後、紙面	' ' '	した後は必ず、担当
16	内容に誤りがあっ	レイアウトの調整作	ージに訂正記事を	課を含めた複数人で
	た。	業中に、必要な情報	掲載するととも	内容を確認する。
	(5件)	を削除してしまっ	に、市公式 LINE	・校正を依頼する際
		た。	で記事訂正を配信	に、表記に誤りがな
		・紙面作成時に誤入	した。	いかしっかり確認す
		力があった。		るよう周知徹底す
				る。
17	市公式 LINE で配	・入力文字の変換ミ	配信後直ぐに訂正	配信前には必ずテス
18	信した文面に誤字	スに気が付かないま	記事を LINE で配	ト配信を行い、複数
	があった。	ま配信してしまっ	信した。	人で確認したうえで
,	(2件)	た。		配信することを徹底
		・違う URL を記載し		する。
		ていることに気が付		
		かなかった。テスト		
				•

		配信をしたが、チェ		
		ックが不十分であっ		
		た。		
19	保育料の引落しに	引落データを作成	誤りを発見した	システム操作の際に
	ついて、システム	後、修正が必要とな	後、至急で、金融	は更に注意して作業
	操作を誤り、引落	り、同作業を更に2	機関に修正又はス	を行うとともに、シ
	データを複数回作	回行った。1、2回	トップを依頼し、	ステム操作方法は正
	成し、金融機関へ	目作成のデータを削	誤った金額での引	しく引き継ぐ。
	依頼してしまっ	除する必要があると	落は行われなかっ	作成した請求データ
	た。	ころ、これを削除し	た。	は他のデータと突き
	誤りの発見後、正	ていなかった。	引落自体をストッ	合わせて確認する。
	当額での引落が可	担当職員を変更した	プした対象者に対	ダブルチェックを徹
	能とされた金融機	際にシステム操作の	し、説明とお詫び	底し、チェックした
	関には、正当額で	引継が不足してい	の文書を送付し、	日時や担当者の記録
	の引落に修正し	た。また、データ依	翌月分に2か月分	を残す。
	た。正当額への修	頼前に複数職員での	を引き落とした。	
	正が難しい金融機	チェックができてい	•	
	関は引落し自体を	なかった。		
	ストップした。			
20	緊急相談・通報装	地区担当職員が決定	委託先に装置設置	地区担当・事業担当
	置の申請1件に対	通知を決裁後、当該	依頼をするととも	職員双方が手続き完
	し、決定通知を送	事業担当職員に書類	に、対象者に説明	了されているかを意
	付後、装置設置業	を引き継いだが、委	及び謝罪した。	識し、確認を徹底す
	者(委託先)への	託先に装置設置依頼	·	る。
	設置依頼を失念し	済であると思い込		現在使用している申
2	<i>t</i> =。	み、依頼漏れが生じ		請者管理データを改
	また、対象者か	た。		良し、担当者以外の
	ら、設置がされて	また、委託先との連		職員が確認できる環
	いない旨の連絡が	絡調整の中で担当職		境を整え、漏れを防
	あった後、委託先	員から委託先に返事		止する。
	との連絡調整が不	が必要であるとこ		
	十分であり、装置	ろ、認識ができてい		
	の設置が遅れた。	なかった。		1 1 0 >+/= #= /-
21	市ホームページに	ホームページ作業時	当該ページの公開	ホームページ編集作
	掲載した条例にか	の添付ファイル作成	を停止し、修正す	業を慎重に行い、掲載なの中容体部に加
	かる意見公募結果	ミス及び掲載後の確	るとともに、当該	載前の内容確認に加
	について、一部添	│認不足 │	意見公募者に対し	え、公開開始後の表
	付ファイルに誤り	<u> </u>	て事情を説明し、	示確認をより徹底す

メールアドレスをチ

ェックしたが、見落

としており確認がで

があり、意見公募

をされた1名の個

人情報が閲覧可能 な状況となった。

メールアドレスの

入力を誤り、メー

ル本文に記載して

おいて「支払が行 えない」「空き状

出した。

いた個人情報が流「きていなかった。

22

る。また、個人情報

を含むデータの取扱 いについても厳重な

メールアドレスの確

システム障害を完全

になくすことは不可

管理を行う。

認を徹底する。

お詫びした。

該当者に連絡し、

した。

状況を説明し謝罪

	況の確認ができな			45-7-4-7-4-4-F-FL
				能であるため、施設
	い」支障が生じ			予約システム利用施
	た。また、市民側			設に対して、障害が
	からも施設予約シ	·		発生した際の対応方
	ステムへのアクセ			法を再確認すること
	スができなくなっ	·		を依頼した。
	ていた			
26	LINE クーポン祭	数百件に渡る事業者	メールアドレスが	事務的なメールであ
	の参加事業者へ登	への登録完了メール	流出した2事業者	っても事務担当者以
	録完了のメールを	送信において、機械	を訪問し、状況の	外の職員も確認した
	複数事業者にまと	的な作業として実施	報告と謝罪を行っ	上で送信を行う。
	めて送信する際に	しており、メール送	た。(両事業者と	
	送信先の事業者の	信の際のダブルチェ	も、公開された業	
	2事業者を BCC で	ックが行えていなか	務用のアドレスで	·
	はなく送信先に入	った。	はあるが、事業へ	
	力してしまい、他		の参画事業者の情	
	の事業者に送信先		報は開示されてい	
	として入力した事		ない状況)	
	業所のメールアド			
	レスが漏出した。			

## イ 共通業務所管課による評価結果

共通業務所管課において、全庁的に共通する業務におけるリスク267件の対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった点を中心に評価したところ、すべてのリスクにおいて重大な不備はないとの評価となりました。(表5)

(表5) 共通業務所管課による評価結果

共通業務の 内容	共通業務 所管課	評価結果	評価結果の内容	共通業務所管課における その他の取組
個人情報保護	総務課	重大な不	評価基準日において有効	長岡京市個人情報保護条
に関すること		備なし	に整備され、また評価対象	例に基づき個人情報の収
			期間において有効に運用	集はその所掌する事務の
			されていると判断される。	目的を達成するために必
	·			要かつ最小限の範囲と定
				めており、目的外利用や
	·			外部提供をする場合は、

				同条例に基づき審議会へ
				諮問することなど職員へ
				周知したほか、逐条解説
				や要綱の改正を適宜行
				い、個人情報保護の適正
				な運用に努めました。
				また、運用状況報告書を
				作成し、審査会及び審議
				会へ報告したほか、市広
				報紙や HP にも掲載し、公
				正な運用を確保しまし
				た。
				令和 4 年度は令和 5 年度
				からの新たな個人情報保
				護制度に対応するための
				各課ヒアリング・職員研
				修・例規整備を行い、個人
				情報保護体制の再構築に
				努めました。
職員の任免、	職員課	重大な不	評価基準日において有効	令和4年度は4月に新入
分限、懲戒及		備なし	に整備され、また評価対象	職員を対象とした公務員
び服務その他			期間において有効に運用	倫理研修と法令遵守研修
身分に関する			されていると判断される。	を実施しました。計 18 名
こと				が参加し、服務、公務員倫
				理、法令遵守について学
				びました。また部局ごと
				に倫理・法令遵守研修の
				実施により不祥事の発生
				防止に努めました。
法令遵守に関	総合調整	重大な不	評価基準日において有効	庁内向け啓発として、法
すること	法務課	備なし	に整備され、また評価対象	令遵守マネージャーから
			期間において有効に運用	法令遵守通信を発行する
			されていると判断される。	とともに、公益通報体制
				の確立に努めました。例
				年にない取り組みとし
				て、京都府警や京都府暴
			1	

ω,

	l .			0 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	·			の方に協力いただき、不
			·	当要求防止責任者講習を
				実施しました。 職員 60 名
				が参加し、暴力団情勢や
				行政暴力に対しての心構
				え等を学びました。
	総務課	重大な不	評価基準日において有効	長岡京市職員の収賄事件
• ;		備なし	に整備され、また評価対象	に係る改革検討事項とし
			期間において有効に運用	て実施してきた全職員の
			されていると判断される。	リスク管理チェックを令
				和 4 年度も実施し、不祥
				事の発生防止に努めまし
				た。
予算の編成及	財政課	重大な不	評価基準日において有効	予算・業務執行を財政課
び執行管理に		備なし	に整備され、また評価対象	合議とすることで、複数
関すること			期間において有効に運用	でのチェック体制強化を
	-		されていると判断される。	実施しました。
・情報ネット	デジタル	重大な不	評価基準日において有効	情報セキュリティ対策基
ワークの運	戦略課	   備なし	に整備され、また評価対象	準が遵守されているか評
用、整備及び			期間において有効に運用	価するため、内部監査を
維持に関する			されていると判断される。	実施し重大な不備はあり
ے				ませんでした。軽微な改
・情報セキュ				善事項については、全庁
リティの運用				的に周知するなど、セキ
に関すること				ュリティ意識の向上に努
等				めています。
				特に今年度は、LAN ケーブ
				ルの接続誤りによるシス
				テムダウンが起こったこ
				とから、新庁舎において
				技術的対策を施しまし
				<i>t</i> =0
				また、4年度は情報セキ
				ュリティ意識等の向上の
				ため、全庁向け「標的型メ
				一ルテスト」及び「新入職
				員向け情報セキュリテ
	<u></u>	l	<u> </u>	コ」、・ノングルハツ月以

				0+ 40 ##. II # + C
				のための基礎」研修を実
				施しました。
・契約制度等	契約課	重大な不	評価基準日において有効	契約規則に基づき、入札・
に関すること		備なし	に整備され、また評価対象	契約事務が適正に執行さ
・契約に係る			期間において有効に運用	れるよう、契約課執行の
業者指導に関			されていると判断される。	入札・契約事務だけでな
すること				く、各課において執行さ
				れる入札・契約事務にお
		•	·	いても合議によるチェッ
				クを実施しました。また、
	,			職員基礎研修の実施、イ
				ンフォメーションによる
				周知徹底や全庁フォルダ
				データの適宜更新など、
				適正な入札・契約事務の
				執行を図りました。
・工事の検査	検査指導	重大な不	評価基準日において有効	工事及び設計委託業務の
等に関するこ	課	備なし	に整備され、また評価対象	検査において、成果品が
ع			期間において有効に運用	設計図書、施工計画書等
・工事に係る			されていると判断される。	と整合が取れているか確
設計委託の検				認し、工事等に係る職員
査等に関する				及び業者に対し、成果品
こと				の整理方法等の指導を行
・工事等に係			,	いました。
る職員及び業				また、技術職員の技術力
者に対する指				向上の為、研修等の実施
導に関するこ				に向けて若手技術職員を
٤				対象にアンケート調査を
				実施し、意見聴取を行い
				ました。
文書事務及び	総務課	重大な不	評価基準日において有効	文書事務の適正執行のた
公印に関する		備なし	に整備され、また評価対象	め、新入職員向けの文書
			期間において有効に運用	研修を実施しました。ま
_			されていると判断される。	た、公文書の適正管理及
				び改ざん防止を目的に、
				文書管理システムを導入
				しています。
				文書管理システムの操作
	L	L	<u> </u>	

				説明会を開催し、運用の
				注意点をインフォメーシ
				ョンで周知するなど、文
		,		書の適正管理に努めまし
				t
・支出負担行	会計課	重大な不	評価基準日において有効	予算執行説明会におい
為の確認に関	,	備なし	に整備され、また評価対象	て、全庁的によくある間
すること			期間において有効に運用	違いを伝え、適正な会計
・収入および			されていると判断される。	事務が行えるようにしま
支出命令書の				した。日々の支出命令書
審査に関する				等の処理においても、個
こと				別に担当課に伝票の修正
・資金前渡、				を求めるとともに、なぜ
概算払及び前				当該処置を求めるのかを
金払の精算審				説明し、会計業務に関す
査に関するこ				る理解が深まるように指
ح				導しました。また、支払い
・会計事務の				漏れ等に伴う延滞金につ
指導に関する				いては、当該事象が発生
こと				しにくい環境づくりを関
				係課にも指導しました。
・水道(下水	上下水道	重大な不	評価基準日において有効	・上下水道事業において
道)事業に係	総務課	備なし	に整備され、また評価対象	は、チェックリストを使
る入札及び契			期間において有効に運用	用し、適正な契約事務の
約の総括に関			されていると判断される。	実施とその確認を行って
すること				います。
・水道(下水				・倫理研修のほかに、他
道)用財産の				市での入札等に係る事件
取得、管理及				を職員間で情報共有する
び処分に関す				などし、職員の意識向上
ること				に努めました。
•水道(下水				・上下水道事業に係る予
道)事業の現		e .		算・業務執行を上下水道
金、預金、有価				総務課合議とすること
証券の保管に				で、複数でのチェック体
関すること				制強化を実施していま
•水道(下水				す。
道)事業の出				
	1		1	

納及び会計事		
務に関するこ		
ع		

#### ウ 総務課(内部統制推進課)による評価結果

内部統制の目的を、「リスクを一定水準以下に抑える」ことと定めていることから、総 務課(内部統制推進課)では、各所属が実施した自己評価に基づき、全庁的な内部統制 及び業務レベルの内部統制について、確認し、重大な不備がないか評価を行いました。

総務省のガイドラインでは、内部統制の「重大な不備」とは、内部統制の「不備」のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対して大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいいます。

整備上の重大な不備については、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備上の不備のうち、全庁的な内部統制の評価項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものを、運用上の重大な不備については、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の運用上の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものが該当するとされています。

上記に基づき評価を行ったところ、運用状況に不備のあった26件(表4)以外は、 不備は認められませんでした。

不備のあった26件について、リスク事案発生報告書を基に、その発生原因、対応状況、対応の結果、影響について、総務省の示すガイドラインに従い確認作業を行いましたが、結果として大きな経済的・社会的不利益を生じさせる重大な不備には至らなかったものと判断しました。ただし、報告事案の中には、重大な不備には至らなかったものの、一つ間違えれば個人の生活の安全・安心を揺るがす事態にも繋がりかねない事案があったことから、内部統制推進課として原因発生課に対し、再発防止の徹底を求めるなどの指導を行いました。

以上のことから、長岡京市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

5 長監委第 3 6 号 令和 5 年 8 月 1 日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市監査委員 田中恭介同 進藤裕之

令和4年度長岡京市内部統制評価報告書 審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和4年度 長岡京市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおり意見書を提出し ます。

## 令和4年度長岡京市内部統制評価報告書の審査意見

#### 1 審査の対象

- (1) 長岡京市内部統制評価報告書
- (2) 長岡京市内部統制評価報告書【附属資料】
- (3) 長岡京市内部統制に関する基本方針
- (4) リスク評価シート
- (5) リスク事案発生報告書

#### 2 審査の時期

令和5年6月15日から令和5年7月26日まで

## 3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書、内部統制評価報告書【附属資料】、リスク 評価シート、リスク事案発生報告書について、市長から提出があり、内部統制推進 課の説明を聴取した上で、ガイドライン及び内部統制に関する基本方針に基づき、 内部統制の評価が適切に実施されたかどうかについて審査した。

#### 4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及 び評価結果に係る記載は概ね相当である。

#### 5 審査意見

令和4年度長岡京市内部統制評価報告書について、運用状況の不備があったリスク事案26件の中には、重大な不備に至らなかったものの、市民に重大な影響を及ぼしかねない事案があったことを特に留意し、再発防止に努められたい。また、リスク事案発生報告書において、発生日や対処日などの記載漏れが散見されることから、内部統制推進課による適切な指導を求める。

内部統制制度を推進するためには、全てのリスク事案が市民に影響を与え、市政 に対する信頼を失墜させる結果につながることを職員一人ひとりが認識する必要 がある。今一度、各職員への内部統制制度の周知を図るとともに、リスクの再発防 止に取り組み、市民から信頼される行政運営に努められたい。